

令和8年度 マチグワー総合案内所事業に係る公募型プロポーザル募集要領

本公募は、本市の令和8年度那覇市一般会計当初予算の成立および沖縄振興特別 推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、予算成立決 定後および国の交付決定後に効力を生じるもので。市議会において予 算案が否決 された場合、又は本事業に係る国の交付決定がなされなかつた場合 もしくは交付決 定額に変更があつた場合は、契約を締結しない又は契約額を変 更するこざりますので、予めご了承ください。

令和8年2月
那覇市経済観光部なはまち振興課

1 募集概要

(1) 事業の名称

令和8年度 マチグワー総合案内所事業

(2) 事業の目的

この事業は、那覇市の観光資源の1つである中心商店街(まちぐわー)を訪れる観光客などの来街者へ向けて、当該地域の店舗情報や通りの案内など、きめ細やかな情報を収集し、効果的に発信することで来街者の利便性を向上させ、地域の活性化を図るために「まちぐわー総合案内所」を設置するものである。

(3) 業務内容

別紙「マチグワー総合案内所事業 業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 企画提案上限額

10,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

(1) 参加資格要件

提案事業者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- ア 那覇市内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者等であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ウ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- エ 那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
- キ 都道府県税、市町村税などを完納していること。

(2) 協力連携事業者

本業務を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者と連携を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本事業の提案者となること及び他の提案者の協力連携業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は、「4(1)参加資格要件」記載のイ～キまでの要件を全て満たすこと。

5 候補者決定方法

候補者決定までの流れは次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等の受理。
- (2) 書類審査及びプレゼンテーションを実施し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。
- (3) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとする。

6 スケジュール(予定)

1	公募(公募開始、募集要領、仕様書等の公開)	令和8年2月18日(水曜日)
2	質問書受付期間	令和8年2月18日(水曜日)から 令和8年2月27日(金曜日)まで
3	質問書に対する本市回答期限	令和8年3月3日(火曜日)
4	参加表明書兼誓約書提出期限	令和8年3月9日(月曜日)17時まで
5	応募申請書提案書等提出期限	令和8年3月17日(火曜日)17時まで
6	提案審査(プレゼンテーション)実施	令和8年3月26日(木曜日)
7	契約締結(予定)	令和8年4月1日(水曜日)

7 応募の手続き等

(1) 質問受付及び回答

募集要領及び仕様書等に質問がある場合は、次のとおり「(様式6)質問書」を提出すること。本提案に関する質問は、仕様書や提案書作成要領等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

- ① 質問期限：令和8年2月27日(金曜日)
- ② 質問方法：「13連絡・照会・提出先」に記載のあて先にメールで送付すること。
その際の件名は「質問書(マチグワー総合案内所事業)」とすること。
- ③ 回答方法：令和8年3月3日(火曜日)までに本市公式ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書兼誓約書の提出

参加希望者は、参加表明書兼誓約書(様式1)に関係書類を添えて次のとおり提出すること。なお、提出を行わないものの提案は受け付けない。また誓約に反した（提案事業者参加資格要件を満たしていない）事実を確認した場合は、企画提案の参加を認めない。

① 提出書類

1	参加表明書兼誓約書（様式1）	
2	法人概要書（様式5）	
3	登記事項証明書	履歴事項全部証明書 発行から3か月以内 (写し可)
4	国税の納税証明書	法人税、消費税等について滞納が無いことが わかるもの。発行から3か月以内（写し可）
5	市税の納税証明書	直近の市税について滞納が無いことがわか るもの。
6	協力連携事業者予定調書（様式4）	連携事業者がある場合のみ。上記2～5を同 様に添付。

② 提出期限：令和8年3月9日（月曜日）

③ 提出方法：「13 連絡・照会・提出先」のなはまち振興課へ直接持参すること。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案に参加する者(参加表明書兼誓約書を提出した者に限る。)は、別紙「令和8年度マチグワ一総合案内所事業 業務仕様書」に基づき作成し、次の書類を提出すること。

① 提出書類

区分	様式	備考
ア 参加表明書兼誓約書	様式1	※7- (2) で提出済みの写し
イ 提案提出書	様式2	
ウ 企画提案書		作成の際は「別紙2 提案書作成要領」参照
エ 費用見積書	様式3-1	
オ 見積明細書	様式3-2	仕様書「5 経費の積算」を留意すること
カ 協力連携事業者 予定調書	様式4	連携事業者が有る場合のみ ※7- (2) で提出済みの写し
キ 法人概要書	様式5	※7- (2) で提出済みの写し
ク 定款		
ケ 登記事項証明書		※7- (2) で提出済みの写し
コ 国税の納税証明書		※7- (2) で提出済みの写し
サ 市税の納税証明書		※7- (2) で提出済みの写し

② 形式

- ア 提案書は表紙、各種様式を除いて 15 頁以内とする。
- イ 各書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、上記（3）①ア～サの順で A4 フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。
- ウ 正本 1 部、副本 1 部の計 2 部と、正本の PDF データ (CD-R 1 枚に保存) を提出すること。
- ② 提出期限：令和 8 年 3 月 17 日（火曜日）17 時
- ③ 提出方法：「13 連絡・照会・提出先」のなはまち振興課へ直接持参すること
※閉庁日（土日、祝日）及び平日の 12 時から 13 時までは受付不可。

（4）その他注意事項

- ① 本企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。
- ② 提出された提案書の著作権は応募者に属する。市が応募者に無断で他の目的に使用することはない。

（5）参加の辞退

参加表明書兼誓約書の提出後、参加の辞退を行う場合は、提案辞退届（様式 7）により申し出ること。

8 提案審査に関する事項

（1）審査方法及び区分

- ① 審査方法：審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより選定するものとし、提案審査評価は、経済観光部事業提案審査委員会（以下「委員会」という。）」が行う。
- ② 審査区分及び配点

審査区分	審査評価方法	配点
企画審査	提案書及び提案者によるプレゼンテーションを元に、審査及び評価を行う。	100 点
価格審査	見積額の評価を行う。	5 点
計		105 点

（2）提案審査の概要

審査の評価項目は次の表のとおりとする。

なお、応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。プレゼンテーション審査の開始時間等については、応募者に別途通知する。

<評価項目及び評価内容>

審査項目			配点
1	事業コンセプト	・業務を実施する際の基本的な考え方、特に重視する業務実施上の配慮事項等	5点
2	案内所運営業務	・まちぐわー情報の集約の手法等 ・来街者への効果的な案内の手法等 ・運営体制：従事するスタッフの体制、役割、実務経験、人員及び組織体制等。協力連携事業者がある場合はその役割等 ・鍵の管理体制等	30点
3	情報発信業務	・多言語対応の手法等 ・SNSを活用した施設及びまちぐわーの情報発信の効果性等 ・ゆっくる新聞について ・その他情報発信ツールの提供等 ・まちぐわーの周遊を促す取り組み等	35点
4	業務管理	・事業における課題を整理するための効果検証の手法等 ・業務スケジュール及び業務フロー等	5点
5	自由提案	本事業を実施するにあたっての効果的な取組み等	5点
6	その他 総合評価等	実績及び経費積算の妥当性と、1~5の項目を踏まえた提案者の総合的な評価	20点
7	価格審査	見積額の評価	5点

(3) 価格審査の概要

見積額に応じ以下の配点を行う。

見積額の範囲(円)	点数
10,300,000 ~ 10,197,000	1
10,196,999 ~ 10,094,000	2
10,093,999 ~ 9,991,000	3
9,990,999 ~ 9,888,000	4
9,887,999 以下	5

(4) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者及び次点以降の者は以下の方法で選定する。

- ① 審査の結果、順位を第1位とした審査委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした審査委員の数が次に多い提案者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- ② 上記①において、順位を第1位とした審査委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした審査委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者として選定する。
- ③ 上記②において、順位を第2位とした審査委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした審査委員の当該提案者に係る評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- ④ 上記①から③によっても、順位が決しない場合は、審査委員会において協議し、優先交渉権者を選定する。
- ⑤ 応募が1者の場合、審査を実施のうえ、審査委員の合意でもって優先交渉権者とする。
- ⑥ 上記①から⑤にかかわらず、審査委員の過半数の企画提案点(価格点を除く)が6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(5) プрезентーションについて

- ① 日時：令和8年3月26日（木曜日）※時間は別途通知

場所：那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁6階 会議室

※那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

- ② 持ち時間等

1者あたりのプレゼンテーション時間15分、質疑応答10分の計25分程度とする。

- ③ 留意事項

ア プrezentationの実施順番は原則応募受付順番とし、応募者へ事前に連絡する。

イ プrezentationの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更及び資料の追加は認められない。

ウ プロジェクタ、スクリーンを用いる場合は事務局で準備するが、PC等その他 プrezentationに必要となる物は提案者自身が持参すること。

エ 人数：入室者は4名までとする。主な説明及び質疑応答は、原則として受託した場合のプロジェクト責任者等が行うこと（オンライン時も同様とする。）

オ オンラインでの提案：提案者は1名以上来庁し、PCや通信環境の準備、操作を行うことでオンラインでの提案も可能である。その場合は事務局と事前に調整を行うこと。

なお、通信不良等による映像及び音声の乱れ、中断等による時間の考慮は行わないわない。

(6) 提案参加者が多数ある場合の対応

提案参加者が多数ある場合は、提出書類にて審査を行い、プレゼンテーションによる提案審査の対象となる者を選定する場合がある。その場合において選外となった者に対しては、別途通知する。

(7) 審査結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市公式ホームページにおいて、優先交渉権者名及び次点者名のみを公開する。

9 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 同一の事業者が複数申請した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類に不備があった場合
- (5) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しない場合
- (6) 提出書類に誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
- (7) 見積書が提案上限額を超過した場合及び内訳書の価格と一致しない場合
- (8) その他、本件企画提案に関する条件に違反した場合

10 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

- ① 8(4)にて優先交渉権者が特定された後、当市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- ② 協議に置いて、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。
- ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。
- ③ 協議が成立したものを作成する。

(3) 見積書の微取について

- ① 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者との協議を踏まえ仕様書を改めて

作成し、見積書を改めて徵取する。

- ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

11 契約に関する基本事項

(1) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ① 本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ② 本事業の再委託については、本市の承認を要件とする。
- ③ 契約保証金は那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。
- ④ 本契約の類型は、準委任の確定契約であり、成果物の検査の合格により、契約金額にて精算払いする。

12 その他留意事項

(1) 提案書類等に関する著作権

提案書類等に関する著作権は、当該提案書に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例(平成26年3月27日条例第26号)に基づき対応することとなるため、提出書類等は公開又は一部公開の対象となる場合があることを承知しておくこと。

(2) 提案書類等の使用等

提出書類等の返却には応じないものとする。なお、提出書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

(3) 審査内容等の非公表等

本プロポーザルに関する参加資格審査、審査及び評価の内容等については公表しない。また、本プロポーザルに関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

(4) 提案に係る費用負担等

提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする。また、本プロポーザルが中止等となった場合においても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

13 連絡・照会・提出先

〒900-8585

那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎 6 階

那覇市 経済観光部 なはまち振興課(担当: 又吉、末吉)

T E L : 098-867-5260

E-MAIL : K-NAHA001@city.naha.lg.jp

(@の前の「001」は数字。「lg」はLGの小文字。)